

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年2月17日(木) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹

白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第6号 非農地証明願いについて

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。
- なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
- 本日の欠席はなし。出席委員数は10名でございます。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
- 17番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
- それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から8で、件数は8件、合計面積は15,837㎡で、その内訳は田が11,431㎡、畑が3,021㎡、その他が原野で1,385㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから4ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
- 番号1から8で、件数は8件、合計面積は20,136.42㎡で、その内訳は田が11,338.91㎡、畑が8,619㎡、その他が宅地で178.51㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 5ページをお願いいたします。
- 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
- 番号1、権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は昭和55年1月30日でございます。
- 番号2、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成13年10月1日でございます。
- 番号3、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成13年10月1日でございます。
- 以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 以上、件数は3件、合計面積は2,236㎡で、その内訳は田が228㎡で、畑が2,008㎡でございます。
- 報告案件は以上です。

議 長	それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の6ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、面積 5, 521㎡、渡人 _____、面積 2, 867㎡、申請地 戸木町矢碕_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 854㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 5, 454㎡、渡人 _____、面積 607㎡、申請地 稲葉町稲初垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 429㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 波瀬、受人 _____、面積 2, 958㎡、渡人 _____、面積 3, 404. 29㎡、申請地 一志町波瀬大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 155㎡ 外1筆、合計面積 310㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。 なお、この地区の下限面積は、3, 000㎡となっております。 番号4、地区 波瀬、受人 _____、面積 12, 851㎡、渡人 _____、面積 1, 289㎡、申請地 一志町波瀬佐野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 009㎡。 これにつきましては、受人は、遠方のため管理困難な渡人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。 番号5、地区 家城、受人 _____、面積 41, 194㎡、渡人 _____、面積 647㎡、申請地 白山町真見岡崎_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 647㎡。 これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号6、地区 八知、受人 _____、面積 6, 290㎡、渡人 _____、面積 1, 652㎡、申請地 美杉町八知山ノ垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 60㎡ 外1筆、合計面積 422㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 下多気、受人 _____、面積 4,305.17㎡、渡人 _____、面積 1,851㎡、申請地 美杉町下多気漆_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 36㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため管理困難な渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件、合計面積は4,707㎡で、その内訳は、田が1,009㎡、畑が3,698㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に現地を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、私と事務局で見て参りました。詳細は事務局の説明通りです。場所は_____の直ぐ西でございます。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 2番、お願いします。

森委員 7番、森です。2月9日に現地を見て参りました。地元推進委員。農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さんと私、事務局です。受人も近くに住んで見えるということで問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。3番は、9日に会長、前田委員と地元推進委員と見て参りました。譲受人が隣でして、すでに管理してありました。貰ってほしいというような話で、問題ないと思います。4番は、譲渡人が遠方で管理ができないということで、譲受人が引き受けるということです。何も問題ないと思います。

議長 5番お願いします。

西森委員 17番、西森です。2月9日に中谷、西森両委員と地元推進委員、白山事務局で見て参りました。現状は茶畑になっておりまして、場所的には問題なく、事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。6番、7番お願いします。

結城委員 18番、結城です。6番、9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。

た。農業従事者がいないため、受人に引き受けてもらうということです。7番、同じ9日に地元推進委員と事務局とで現地確認を致しました。渡人は遠方で管理ができないため売却したい。受人は近くに移住して農地として活用したい。営農の拡大です。同じところですので、やってもらうということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 7ページをお願いします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町小袋_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 114㎡ 外3筆、合計面積1,773㎡。
これにつきましては、申請地を貸資材置場用地とするものです。

申請地については、申請者の相続以前、昭和50年ごろ工務店へ資材置き場兼駐車場として賃貸し転用され、現状は空き地となっている旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町藤倉_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,723㎡の内0.27㎡。

これにつきましては、申請地の上空に営農型太陽光発電施設を設置し、下部においてコンニャクイモの栽培を行うため、一時転用するものです。

施設につきましては、支柱高さを2メートル以上確保すると共に、日陰でも育つ作物に対しある程度の日照を確保し、簡易な構造で容易に撤去できる支柱で設計されています。

栽培については、申請者は認定農業者であり、コンニャクイモについては5年間の栽培経験があり、問題なく管理・生産・販売までをしていける見込みである旨の申請内容となっています。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

番号3、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 2 2 4 m² 外3筆、合計面積 1, 0 9
5 m²。

これにつきましては、申請地を植林するものです。

申請地については、申請人の相続以前、昭和45年ごろ植林した旨の始末書の
提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2, 8 6 8. 2 7 m²で、その内訳は田が1, 2
5 1 m²、畑が1, 6 1 7. 2 7 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に現地を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸
さん、中野さん、森さん、私、事務局で見て参りました。場所は_____の直ぐ西
でございます。事務局の説明通りでございます。

議 長 2番、お願いします。

森 委 員 7番、森です。9日に現地を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さ
ん、田口さん、中野さん、私、事務局で行きました。場所は、_____の北側にな
ります。申請者は元々太陽光発電事業をしている方で、農業も拡大しており、事務
局の説明通りで問題ないと思います。

議 長 3番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。こ
の土地は獣害で大変なところです。昭和45年頃から植林をしていた。写真、始末
書が添付されていることですので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見
をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきま
した議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	8ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町貝下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4 5 2 m² 外3筆、合計面積 1, 4 7 5. 5 5 m²。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を共同住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4 2 9 m²。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 9 3 m² 外1筆、合計面積 3 8 6 m²。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野洲合_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3 6 9 m²。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 倭、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白山町佐田馬場_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 5 3 6 m² 外2筆、合計面積 1, 1 7 0 m²。 これにつきましては、受人は、判決により申請地を取得し、申請地を農家住宅用地、駐車場用地、庭用地とするものです。 申請地については、名義人の生前から申請用途で利用されてきた旨の経緯説明書類の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,829.55㎡で、その内訳は田が1,928.55㎡、畑が1,901㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番、お願いします。

森委員 7番、森です。9日に現地を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さん、私、事務局で行って参りました。事務局説明通りで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。2番も9日の日に地元推進委員、農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さん、私、久居事務局で行って参りました。これも事務局説明通りで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 3番、4番、お願いします。

前田委員 24番、前田です。3番、2月9日に会長、宮本委員、地元推進委員、事務局で現地を確認しております。周辺は全て住宅地になっております。事務局説明通りで何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。4番も、2月9日に会長、宮本農業委員、地元推進委員と事務局で現地を確認しております。ここも周辺は住宅地になっておりまして、事務局の説明通りです。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。2月9日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山の事務局で確認して参りました。場所は_____から1キロメートルほどのところ。事務局説明通りで何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、
でございます。

番号1、地区 上多気、借人 _____、貸人 _____、申請地 美杉町上多
気町屋_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 361㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の賃貸借権を設定し、申請
地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、206.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.1%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で361㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要
件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員

18番、結城です。2月9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。
売電事業拡大のため太陽光発電設備を設置したいということです。近隣の方々には
事業計画書を提示してあるということです。問題ありません。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。
いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したい
と思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、
でございます。

番号1、地区 榑原、借人 _____、貸人 _____、申請地 榑原町坪ノ興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 494㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で494㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。お願いします。

森委員 7番森です。2月9日に現地確認いたしました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さん、私、事務局で見て参りました。事務局説明通りで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第6号 非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願いについて、でございます。

番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 川方町里ノ内新畑 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 330㎡。

これにつきましては、令和3年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和42年頃より居宅及び物置等を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で330㎡でございます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番、田口です。9日に現地を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、私と事務局で見て参りました。場所は_____から北東方向へ約300メートルほど行ったところ。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で148,893㎡、畑の賃貸借、使用貸借で23,690㎡、契約件数は60件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で65,629㎡、畑の使用貸借で782㎡、契約件数は30件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,299㎡、畑の使用貸借で1,247㎡、契約件数は10件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で11,868㎡、契約件数は6件でござ

ございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて252,689㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて25,719㎡、合計契約件数は106件、合計面積は278,408㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区29件、一志地区20件、白山地区1件で、合計50件、合計面積は141,299㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で47.2%、面積で50.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は11番の外、計14件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号64 ほかに1件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この2件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達

することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。

午後2時37分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。
令和4年2月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____